

株式会社の
設立手続きが
スムーズに！



定款認証の手続が
「**2つの原則**」の導入で
便利になります！

原則
01

48時間原則

定款の作成をかんたんに！

「定款作成支援ツール」を

無料で公開します

2023.12.26～ 全国どこでもご利用いただけます



手続をスピーディーに！

定款作成支援ツールをご利用の場合、

原則として**48時間以内**に手続を完了します

2024.1.10～ 東京都内・福岡県内の公証役場でスタート

※2024.2.1～ 運用改善。利用状況を踏まえて、順次拡大予定。



原則
02

ウェブ会議原則

面前審査もオンラインで！

公証人との面前審査の手続は

ウェブ会議を原則にします

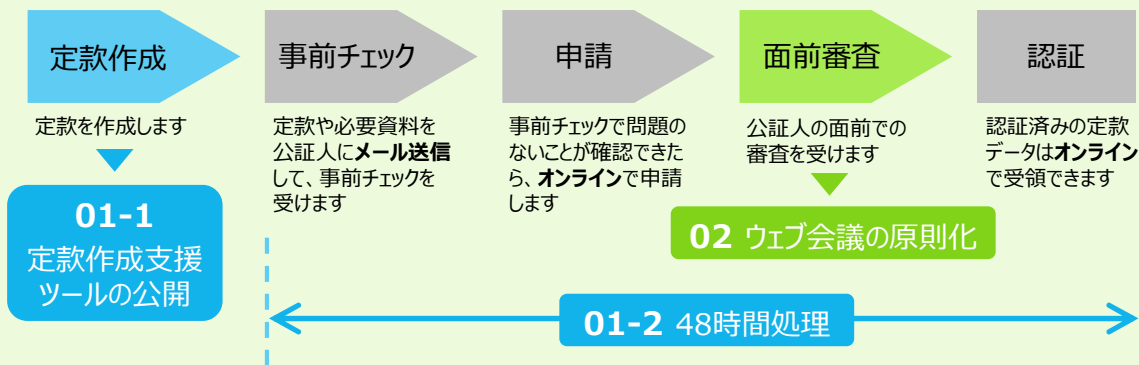
2024.3.1～ 全国すべての公証役場でスタート



詳細は裏面をご覧ください

定款認証の手続が変わります

変更後の手続のイメージ



01-1 定款作成支援ツールの公開

2023.12.26～全国

小規模でシンプルな株式会社をスピーディーに設立したいという起業家のニーズにこたえるため、定款作成を支援するツールを新たに作成し、公開しました。

日本公証人連合会ホームページ（下部参照）からツールをダウンロードの上、必要項目についてプルダウン選択・入力すれば、定款が完成します。

- ※ ツールは上記のニーズにこたえるために作成したものであり、発起人3名以下・取締役会非設置など作成できる定款の内容には制限があります。2024.2～事業目的の記載欄が拡張されました。
- ※ ツールは、日本公証人連合会の許可を得て、二次利用（改良・第三者への提供等）することも可能です。日本公証人連合会事務局（03-3502-8050）までお問い合わせください。

01-2 48時間処理

2024.1.10～東京都・福岡県

定款作成支援ツールを利用して作成した定款について、原則として48時間以内に認証手続を完了する運用を、東京都内・福岡県内の全公証役場でスタートしました。

- ※ 48時間処理を希望する旨の申請（定款作成支援ツールで作成できます）を提出いただく必要があります。
- ※ 定款作成支援ツール（同ツールを二次利用した民間サービスも可）により作成した定款に限られます。ご利用に当たっては、定款に電子署名をし、オンラインで申請をする必要があります。2024.2～紙の委任状等を郵送・持参して別途提出する方法も認められるようになりました。
- ※ 日中に面前審査の日程のご都合がつかない場合には、平日夜間（20時まで）にウェブ会議により審査を受けることも可能です。ご希望の方は、公証人にご相談ください。
- ※ 48時間の起算点は、必要な資料がすべて公証役場にメールで到達したときです。資料に不備などがあれば、手続に時間を要する場合があります。また、48時間の算定は、土・日・祝日を除きます。紙の委任状等を郵送又は持参により提出する場合には、算定方法が異なります。

02 ウェブ会議の原則化

2024.3.1～全国

公証役場にお越しいただく負担をなくすため、電子定款の認証における面前審査について、対面実施の希望がない限り、ウェブ会議で実施することを原則とする運用をスタートしました。

- ※ あわせて、利用要件を緩和し、代理人により面前審査を行う場合でもウェブ会議を利用できるようになりました。認証済み定款データの受領方法も拡充し、メールでの受領を選択できるようになりました。

定款作成支援ツールのダウンロードや各種手続の詳細については、日本公証人連合会ホームページをご覧ください。

URL <https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html>



定款認証のオンライン手続に関して不適切な事案やご意見がありましたら、以下のウェブフォームからお知らせください。

URL <https://forms.gle/SwKWhBvcLWzMcnda6>